

地域購買生協における生活相談・貸付事業

1. 日本生協連が生活相談・貸付事業に取り組む経過と背景
2. 生活相談・貸付事業の特質
3. みやぎ生協におけるモデル事業の状況
4. 生活相談・貸付事業の果たす役割
5. 生活相談・貸付事業の課題

2015年9月15日

日本生活協同組合連合会
生活相談・貸付事業アドバイザー
上田 正

日本生協連の紹介

日本生活協同組合連合会(略称:日本生協連)は、各地の生協や生協連合会が加入する全国連合会です。1951年3月に設立され、334の生協が加入し、会員生協の組合員総数は約2,700万人と日本最大の消費者組織です。(2013年度末現在) 会員生協の事業や活動のサポートなどを通して、会員生協の発展を支える役割を果たしています。

■ 生協の21世紀理念

1997年日本生協連総会決議

「自立した市民の協同の力で人間らしい暮らしの創造と持続可能な社会の実現を」

■ 日本の生協の2020年ビジョン(10年後のありたい姿) 2011年6月日本生協連総会決議

「私たちは、人と人とがつながり、笑顔があふれ、信頼が広がる新しい社会の実現をめざします。」

ビジョンを実現するための5つのアクションプラン

- ①ふだんの暮らしへの役立ち、②地域社会づくりへの参加、③世界と日本社会への貢献
- ④元気な組織と健全な経営づくり、⑤さらなる連帯の推進と活動基盤の整備

「暮らしを取り巻く環境がきびしさを増していく中で、誰もが安心して、人間らしい暮らしをつづけていくことができる社会づくりに向けて、家族のきずなや地域のつながりを新たに紡ぎ、社会的セーフティネットを構築することが求められています。暮らしの困難に生協がどのように応えていくのかが問われています。私たちは、地域の行政や諸団体などと協働しながら、事業や活動を通じて、生協の強みを活かし、暮らしに関わる課題に積極的に取り組んでいきます。」

生活相談・貸付事業に取り組む生協

(2015年4月現在)

消費者信用生協 (岩手県・青森県)

みやぎ生協 (宮城県)

グリーンコープ生協 (福岡県・熊本県・大分
県・長崎県・山口県)

生活クラブ生協千葉

生活クラブ生協東京は家計相談支援事業実
施(府中市業務委託)

生活サポート生協東京は相談事業のみ実施

グリーンコープ生協

消費者信用生協

みやぎ生協

生活クラブ生協千葉

生活クラブ生協東京(家計相談支援事業)

生活サポート生協・東京(相談事業のみ)

※一般社団法人サポート基金は、生活クラブ生協東京とパルシステム連合が支援し東京都と連携して相談・貸付事業を実施中。



生協が生活相談・貸付事業に取り組む背景

1. 貧困と格差の拡大: 6割を超える世帯が家計困難に

生活が苦しいとする世帯は62.4%にのぼり増加し続けている。(注1)

平成24年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は122万円(名目値)となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は16.1%となっている。

2. 収入が減少し貯蓄のない世帯が増加

世帯所得は平成6年の664.2万円から平成26年に528.9万円と135.3万円減少した。(注2)

貯蓄なし世帯は16%、母子世帯では36.5%になっている。(注3)

3. 生活に必要な資金の借入ができない人が多数存在

3ヵ月超延滞した異動情報登録者数389万人(5年間金融機関等から借入れ困難に)(注4)

多重債務者 3件以上借入141万人、勤続一年未満や非正規雇用者、65歳以上高齢者、
社会福祉協議会の貸付制度貸付条件非該当者

4. 家計とお金に関する相談窓口が少ない

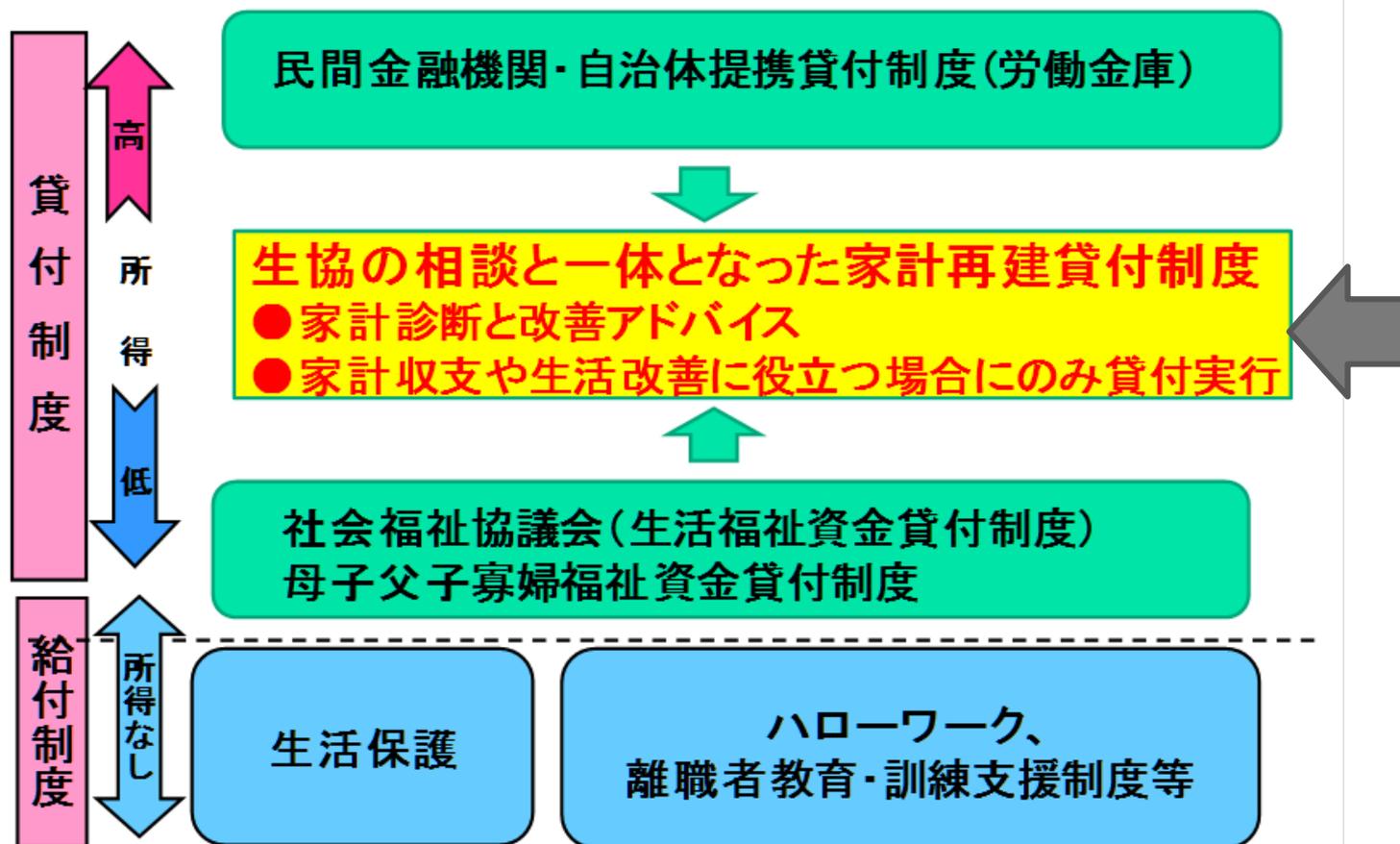
消費生活や就労に関する相談窓口は多数あるが、家計やお金に関しては相談しにくいテーマでもあり相談窓口はきわめて少ない。

生協の生活相談・貸付事業の特質

- **目的はくらしと家計の改善・向上であり貸付は問題解決の手段の一つ**
くらしと家計の相談と改善アドバイスや生活再建に向けての支援が目的であり、貸付は資金がないと生活再建が図られない場合に限定される。
- **他制度優先の貸付制度**
金利の低い社会福祉協議会や公的貸付を利用できない場合に生協の貸付が行われる。
- **生活再建の支援・協力体制づくり:家計管理人(生活伴走人)制度**
生活再建は一人では限界があり、同居家族や親族の支援・協力体制が必要。家計や返済管理含めた支援・協力体制をつくりあげ、貸付にあたり家計管理人(生活伴走人)を選任。
- **組合員平等の金利設定**
組合員の資産状況などで貸付金利に差をつけることはなく、金利は一律である。
- **資金使途と送金先の限定**
使い道が自由な貸付は行わず、資金使途と貸付金額の根拠を明確にして貸付が行われる。送金も原則として資金使途別に送金する。

生協の生活相談・貸付事業の事業領域

ローファイネット貸付と関係機関との連携・生協の役割



※ 最近では、行政の要請等で生活保護世帯への貸付など領域が広がっている。

生協法(施行規則)と貸金業法等の相違

| | 生協法(施行規則) | 貸金業法等 |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 上限金利 | 年12%以下 | 年20%以下(出資法) |
| 遅延損害金 | 年14.6%以下 | 年20%以下(利息制限法) |
| 貸金業取扱主任者(国家資格)の配置 | 必要(貸付業務取扱責任者を配置) | 必須 |
| 信用情報機関 | 加入は任意 | 加入義務付け |
| 保証会社との保証契約と保証料徴収 | 禁止 | 可 |
| 総量規制例外措置・配偶者貸付 | 規定なし | 規定あり |
| 総量規制例外措置・多重債務者等の貸付 | 規定あり | 規定なし |
| アセスメントと生活再建計画の策定 | 規定あり | 規定なし |
| 貸付原資 | 出資金・銀行、組合員、共済連から借入 | 銀行借入・社債発行 |

2013年9月みやぎ生協「くらしと家計の相談室」開設

2013年9月～2015年3月までの実績

- ・電話相談件数： 1,601件
- ・新規相談件数： 1,007件
- ・延べ相談件数： 2,006件
- ・貸付支援件数： 397件
- ・貸付支援金額： 3億5,934万円
- ・平均貸付金額： 91万円
- ・事業収入(利息)： 21,491千円
- ・経常剰余： △ 33,787千円

※ コープフードバンク利用 49 件
緊急小口貸付(無利息) 86 件

相談室は仙台駅東口徒歩3分
平本ビル8階に相談室5室
相談員は相談室長含め4人



くらしと家計の相談室：相談状況

面談相談者の相談結果

(2013年12月までの相談者897人対象 重複あり)

| 面談結果 | 解決方法 | 件数 | 構成比% |
|---------------|------------------|-----|-------|
| 貸付 | 生活資金貸付 | 171 | 19.0 |
| | 債務整理資金貸付 | 199 | 22.1 |
| 債務整理 | 弁護士・司法書士依頼 | 33 | 3.7 |
| | クレジットカウンセリング協会依頼 | 30 | 3.3 |
| 他機関・団体への紹介・誘導 | 行政生活保護担当部署 | 12 | 1.3 |
| | 社会福祉協議会 | 14 | 1.6 |
| | 貸付機関・団体 | 38 | 4.2 |
| | 生活支援機関・団体 | 83 | 9.2 |
| 家族で解決 | 家族で解決 | 36 | 4.0 |
| その他 | その他 | 20 | 2.2 |
| 相談終結 | 相談終結 | 121 | 13.4 |
| 相談継続中 | 相談継続中 | 148 | 16.4 |
| | 合計 | 905 | 100.0 |

くらしと家計の相談室：相談状況

面談相談者897人の属性(2013年12月までの相談者対象)

相談者の年齢

| 年齢 | | 比率 |
|-----------|-----|-------|
| ～20歳未満 | 3 | 0.3% |
| 20歳～30歳未満 | 43 | 4.8% |
| 30歳～40歳未満 | 160 | 17.8% |
| 40歳～50歳未満 | 253 | 28.2% |
| 50歳～60歳未満 | 222 | 24.7% |
| 60歳～ | 216 | 24.1% |
| 合計 | 897 | |

相談者の職業

| 職業 | | 比率 |
|-----------|-----|-------|
| 会社員・団体職員 | 363 | 40.5% |
| パート・アルバイト | 197 | 22.0% |
| 年金 | 112 | 12.5% |
| 自営業 | 87 | 9.7% |
| 無職 | 72 | 8.0% |
| 派遣社員 | 45 | 5.0% |
| 公務員 | 8 | 0.9% |
| 会社・団体役員 | 9 | 1.0% |
| その他 | 4 | 0.4% |
| 合計 | 897 | |

相談者の年収

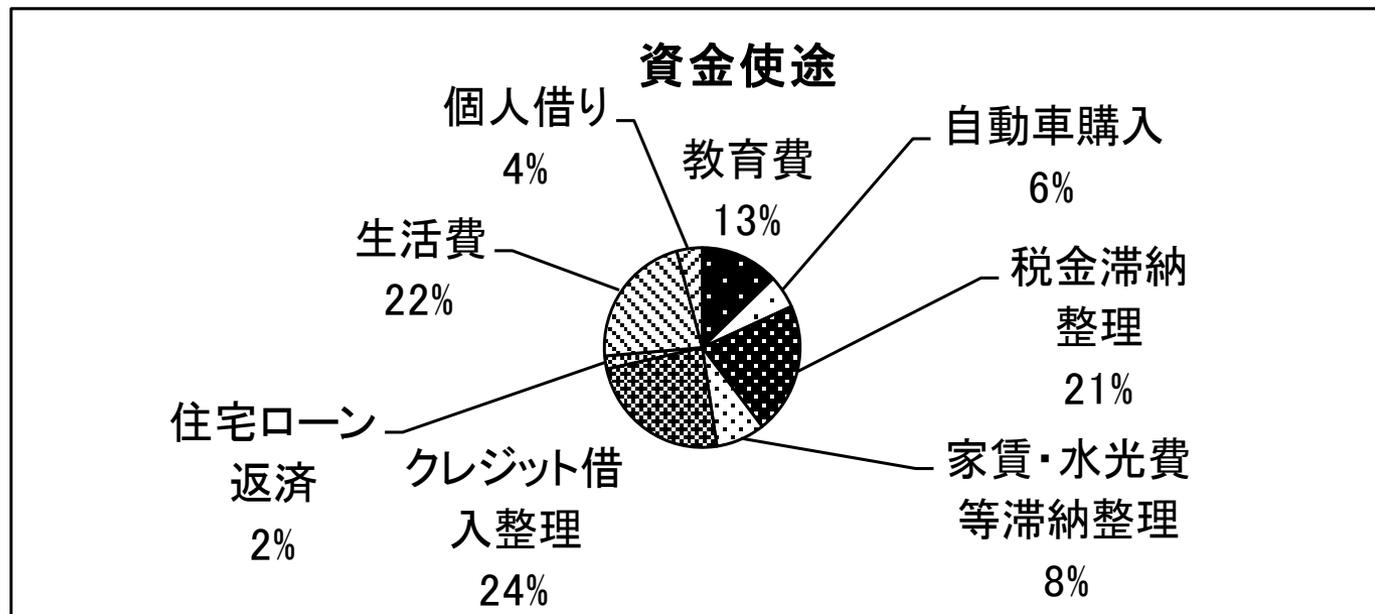
| 年収区分 | | 比率 |
|------------|-----|-------|
| 0円 | 42 | 4.7% |
| 1～100万円 | 110 | 12.3% |
| 101～200万円 | 222 | 24.7% |
| 201～300万円 | 224 | 25.0% |
| 301～400万円 | 90 | 10.0% |
| 401～500万円 | 46 | 5.1% |
| 501～600万円 | 23 | 2.6% |
| 601～700万円 | 1 | 0.1% |
| 701～800万円 | 1 | 0.1% |
| 801～900万円 | 0 | 0.0% |
| 901～1000万円 | 2 | 0.2% |
| 不明 | 136 | 15.2% |
| 合計 | 897 | |

くらしと家計の相談室：貸付状況

事業開始後2014年12月までの370件の貸付実績と資金使途

単位 件・千円

| | 件数 | 貸付金額 | 平均貸付額 |
|--------|-----|---------|-------|
| 債務整理資金 | 199 | 246,810 | 1,240 |
| 生活資金 | 171 | 94,068 | 550 |
| 合計 | 370 | 340,878 | 923 |



くらしと家計の相談室：貸付状況

～貸付が行われる主なケース～

(債務整理資金)

- 債務が少額(100万円以下)であり、裁判手続きや弁護士による任意整理になじまない場合。
- 水道光熱費や家賃などの日常家事債務や、税金の滞納分など法的解決が困難な債務を抱え、貸付がなければ解決できない場合
- 破産などの法的解決を選択すると、職の継続が困難となる場合

(生活資金)

- 延滞事故等で金融機関から断られ、他方で所得が高いため社会福祉協議会の貸付制度など公的貸付制度が利用できない場合
- 公的貸付までのつなぎ資金
- 既に社会福祉協議会や年金担保借入など公的貸付制度を利用している場合

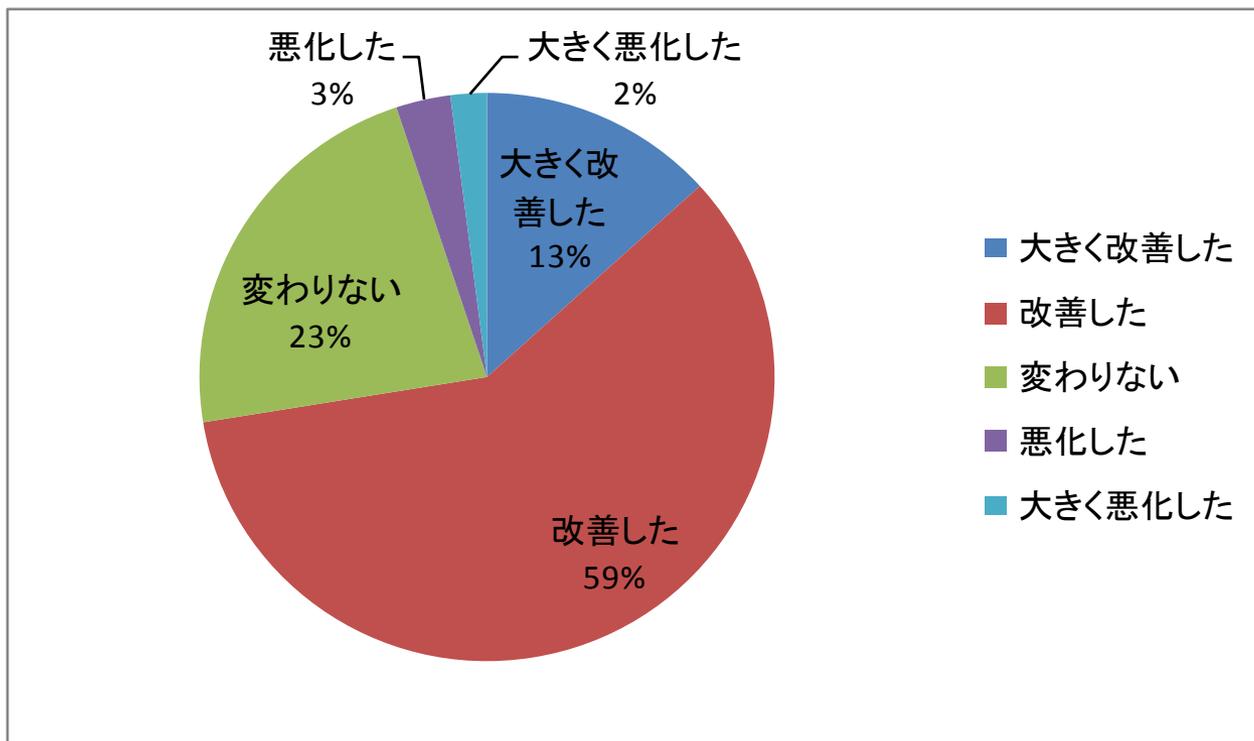
※いずれの場合も生活再建につながることで家計収支上、返済があっても貯蓄可能なゆとりが見込めることが貸付の条件となる。

貸付利用組合員の声

貸付組合員へのアンケートの回答

貸付してから3か月を経過した以降にアンケートを送付し、家計の状況や生協への要望などを把握し、再相談や相談対応の改善につなげている。2014年12月までに貸付した370人の内101通の回答があり、アンケートの回答は以下の通りです。

貸付後の家計の状況



貸付利用組合員へのアンケート 自由記載

自由記載の内容を4つに分類し一部を紹介します。

| 感謝や決意 | 要望・提案 | 再相談 | 再貸付 | 記載なし | 合計 |
|-------|-------|-----|-----|------|-----|
| 43 | 3 | 12 | 3 | 40 | 101 |

【感謝や家計改善への決意】

○思いもかけず生協から融資を受け、目の前が真っ暗な時でしたので本当に助かり、とてもうれしかったです。命を助けられた思いです。

○気難しい夫の同伴にもかかわらず相談に応じていただき、今は毎日の支出にも無駄をしないように心がけています。他人の家計に関わり踏み込むことは大変だと思います。どうか地道にお付き合いくださいますよう、よろしくお願いします。

○相談員のすばやい対応、何より真剣に親身になって相談に乗っていただき金銭面はもちろん精神面で本当に本当に救われました。感謝の気持ちでいっぱいです。

○小さい子ども二人抱えてその日暮らしから、救っていただきました。借金、差押さえを免れ、夫も真面目に家庭と向き合い生活しています。心から感謝しています。

○人生の様々な岐路で、困窮した際の救済として、今後ともよろしくお願いします。

○みやぎ生協だから、安心してお願いできました。困った時に頼りになる貸付事業は、これからもたくさんの人を救うよい事業だと思います。

○おかげさまで、なんとか入学準備を切り抜けることができました。部活に励み、楽しく学校へ通う息子の姿に、ほっとしています

貸付事業利用組合員の声

貸付組合員へのアンケートの回答 自由記載欄より

【要望・提案】

○今回の貸付のおかげで、生活費等の工面ができ、安心して新しい仕事に就くことができました。大変感謝しております。要望は、できるだけ「低金利」であって欲しいという点です。

○相談室が仙台だけでは、遠方に住んでいる人はなかなか行きかねるようです。月1回程度出張相談などを検討されてはいかがでしょうか。

○困っている人は多いはずです。私は社協からの紹介で知りました。広くPRしてほしいです。

【再相談】

○融資後、今後について夫と話し合い、一時家庭はよくなってきたのですが、会社のストレスから、また夫が喫煙やパチスロをし、イオンカードから借入もして、困っています。

○融資後は生活が改善しつつありましたが、最近収入が大幅に減ってしまい、返済が困難な状況です。現在、副業を探しています。

○長男の留年で予定外の学費が必要になり、苦しい状態です。

○最近体調を崩して仕事を休み、収入が減って返済が滞りました。体調を悪くするのも問題ですが、職場での異動もあって落ち着かず、ご迷惑をおかけしました。

【再貸付】

○今後も相談し、融資を受けたいと思います。近々、車(中古)を買い替えようと考えています。その時は、また相談に乗ってください。

みやぎ生協のモデル事業の実践から明らかとなった生活相談・貸付事業の果たす役割

1 くらしの困りごと解決の道案内の役割

「みやぎ生協だから安心して相談できました。」との声が利用した多くの組合員から寄せられており、生協の相談窓口は無料で気軽に安心して相談できる窓口となっています。

2 金融の「社会的包摂」の役割

「どこからも融資が受けられない時に貸付していただき、本当にありがとうございました。」との感謝が多く寄せられています。相談室は公的貸付の谷間を埋める役割を担い、地域の新たな相談と貸付の社会資源としての認知がされており、貸付事業は金融の「社会的包摂」の役割を果たしています。

3 くらしの緊急避難所の役割

財布を落とし当面の生活費がない、急な出費で次の年金支給日まで生活できない、など当座の生活ができなくなった相談もあります。このような場合、必要な関係機関・団体につなぐまでの支援として、コープフードバンクによる食料の提供や緊急小口貸付(無利息)が行われており、緊急時の「駆け込み寺」としての役割を果たしています。

4 家計改善支援の役割

「家計がうまく回らない」、「老後の生活費はいくら必要となるのか知りたい。」「家を建てたいが住宅ローンの返済が可能かどうか」などの相談に、家計収支の分析やライフプラン(家計収支のシュミレーション)の作成を通して生活の見通しを立て、将来に向けての家計改善支援を無料で行っています。

生活相談・貸付事業を普及するための7つの課題

平成26年度「生活相談・貸付事業モデル構築調査研究事業」報告書より

- 1.事業開始に向けての組合員の合意形成の課題
- 2.資金調達の課題
- 3.貸倒リスクへの対応の課題
- 4.経費構造の改善の課題
- 5.地域の連携の課題
- 6.生活困窮者自立支援法との関わりの課題
- 7.相談員の育成とケアの課題

※この他に、人口の多い大都市部において相談を必要とする人に相談室の存在をお知らせする方策も課題となっています。

(補足)

生協の員外利用規制と生活相談・貸付事業

■協同組合 第7原則 コミュニティへの関与 (1995年ICAマンチェスター大会)

「協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。」：組合員のくらしの改善向上を図ることは地域住民の改善向上につながり、地域のくらしの改善向上は組合員のくらしの改善向上につながる。

■生協法(施行規則)

生協は原則組合員以外の利用は禁止されているが、2006年の生協法改正以降、組合員以外の利用の規制緩和が図られてきた。

- ・自治体の業務委託事業は員外利用許可不要
- ・相談事業は相談件数で100/100まで員外利用可
- ・貸付事業の相談は員外利用許可不要



生活相談・貸付事業は、組合員の共益を図るとともに地域の住民の公益をも図る事業に。